

8月開設 子育てのワンストップ窓口

子育て世代包括支援センター【おおたけ版ネウボラ】

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140
福祉課 ☎59-2148
子育て支援センターどんぐりHOUSE ☎54-0021



ネウボラとは...
フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味します。
妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する仕組みです。

「おおたけ版ネウボラ」は、妊娠から出産、子育て期を通じて子育てに関するさまざまな情報の提供や相談に応じる「ワンストップ窓口」です。保健医療課と福祉課（子育て支援センター）と福祉課（子育て支援センター）が窓口となり、連携しながら、切れ目のない支援を行います。

利用者支援事業をスタートしています。保健医療課では、専任の母子保健コーディネーター（保健師）を配置し、8月から保健医療課内に相談専用スペースを設けて、親子（母子）健康手帳交付や、子育てに関する心配事や悩みなどを相談しやすい環境づくりを心掛けています。どんなことでも気軽に相談してください。

児童扶養手当 特別児童扶養手当 の現況届

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」、または「所得状況届」を福祉課に提出してください。（郵送不可）届け出がないと、受給資格があっても児童扶養手当は11月以降、特別

児童扶養手当は8月以降の手当の支給が停止されます。必ず提出してください。対象となる方には、あらかじめ届

区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月3日(月)～8月31日(月)	8月12日(水)～9月11日(金)
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○現況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○養育費などに関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃の支払いが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど) ○光熱水費の支払いが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど) <p>そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所得状況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○受給者、配偶者と扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類(個人番号カード、個人番号通知カードなど) <p>そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。</p>

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの「ひとり親家庭」を支援 ひとり親世帯等臨時特別給付金

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事をひとりで担う低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。給付金には「基本給付」と「追加給付」がありますので、要件を満たす方は手続きが必要になる場合があります。

対象
○基本給付
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方への給付
①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
②公的年金給付などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測

される方も対象となります)
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
○追加給付
収入が減少した児童扶養手当受給世帯などへの給付
基本給付①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方
支給額
○基本給付 一世帯5万円
第2子以降1人につき3万円
○追加給付 一世帯5万円(急変後1年間の収入見込みが児童扶養手当法上の所得制限限度額以上の場合には対象となりません)
手続き
○基本給付 ①に該当する方は申請不要です。②③に該当する

方は申請が必要です。
○追加給付 現況届確認時(8月)などにあわせて、収入が減少している旨の申請を行ってください。
必要書類
○基本給付(支給対象者②のうち児童扶養手当の受給資格の認定を受けていない方、または③の方)
・申請書・申請者本人の確認書類の写し・申請者本人の通帳の写し・戸籍謄本または抄本※既に児童扶養手当を受給資格者としての認定を受けている方は不要・障害の状態を確認する必要がある場合は確認するための書類・簡易な収入額の申立書・2月以降の所得を証明する書類(給与明細書・公的年金証書など)
○追加給付
・簡易な収入見込額の申立書・2月以降の所得を証明する書類(給与明細書・公的年金証書など)

